

牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢 - 粘膜病・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン

動生剤基準の牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢 - 粘膜病・牛パラインフルエンザ混合生ワクチンの 3.4.4、3.4.6、3.4.7、3.4.8 及び 3.4.9 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。